解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

岡山県加賀郡吉備中央町北四一三番地一三

財団法人北部会

代表清算人　楢崎　眞一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

茨城県水戸市見川町二一三一番地の一六五

財団法人丹下開拓記念会

代表清算人　徳川　宗親

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

東京都町田市中町三丁目四番一五号二〇三

特定非営利活動法人景観と環境保全アクティブネット

清算人　中田　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月三十日で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

東京都千代田区九段北一―一―七

財団法人日中青少年旅行財団

清算人代表　村上　司郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人山口放送文化事業団

代表清算人　赤尾　嘉文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人華山会

代表清算人　赤尾　嘉文

解散公告（第三回）

当社は、平成十三年四月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

東京都港区高輪二丁目五番一四号

有限会社藤谷電気商会

清算人　藤谷　信行

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十二日

大阪市中央区日本橋二丁目一五番二六号学校法人古武学園高津理容美容専門学校内

社団法人民主報徳会

代表清算人　古武　一成

配当公告

群馬県高崎市新田町四番地二セントラルヒルズ高崎二〇三、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市和田町二番三号

破産者　井上工業株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年(フ)第一九〇二〇号破産事件の第二回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金六、五六四、一二五、五八二円

（内訳）

第一回中間配当に参加した債権の総額

一般債権　金五、四五〇、九四七、四一九円

第一回中間配当に参加できなかった債権の総額

一般債権　金一、一一三、一七八、一六三円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二、〇三〇、六四三、五六七円

（内訳）

第一回中間配当に参加した債権に対する配当金額

一般債権　金一、三六二、七三六、六七一円

第一回中間配当に参加できなかった債権に対する配当金額

一般債権　金六六七、九〇六、八九六円

平成二十三年十月十二日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル一二階

破産管財人　綾　克己

配当公告

富山県富山市下新町一九番一二号

破産者　水島工業株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十二年(フ)第二三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金八九八、八〇二円

一般債権　金三六五、九二七、九〇一円

一、配当することのできる金額

優先債権　金八九八、八〇二円

一般債権　金二八、四四七、七九三円

平成二十三年十月十二日

富山県富山市千石町二丁目九番七号

破産管財人　今村　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区大字尾倉一七九七番地、最後の住所北海道河東郡音更町柳町仲区九番地　被相続人　亡　秋本　侑作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

事務所北海道帯広市大通南九丁目四　帯広大通ビル一階　木野村英明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木野村英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市千代台町五七番地、最後の住所北海道函館市銭亀町二一〇番地二一六

被相続人　亡　對馬　敬治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

事務所北海道函館市新川町一八番一二号

相続財産管理人　弁護士　嶋田　敬昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字白子四三〇番地、最後の住所群馬県高崎市貝沢町一二〇〇番地二

被相続人　亡　棚倉　忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一

相続財産管理人　堀口　均

第66期決算公告

平成23年9月14日　東京都文京区本郷2丁目26番11号

株式会社種苗会館

代表取締役社長　渡邉　穎悦

貸借対照表の要旨

（平成23年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	114,315	流動負債	7,124
固定資産	102,896	固定負債	29,420
		株主資本	180,667
		資本金	60,000
		資本剰余金	14,285
		資本準備金	14,285
		利益剰余金	122,973
		利益準備金	12,122
		その他利益剰余金	110,851
		（うち当期純利益）	(7,096)
		自己株式	△16,591
資産合計	217,211	負債・純資産合計	217,211